

下妻市から児童手当（特例給付）を受けていますか

はい

いいえ

裏面へ

高校生年代(H18.4.2～H21.4.1)の児童を養育していますか

はい

いいえ

高校生年代の児童と養育している方(保護者等)の
住民票は同住所地で下妻市で登録されていますか

はい

いいえ

毎年6月に下妻市へ児童手当
の現況届を提出していますか

はい

いいえ

H14(2002).4.2～H18(2006).4.1生まれの
お子さんがいますか ※年齢一覧表参照

H14(2002).4.2～H18(2006).4.1生まれの
お子さんがいますか ※年齢一覧表参照

H14(2002).4.2～H18(2006).4.1生まれの
お子さんがいますか ※年齢一覧表参照

はい

いいえ

増額(手続き不要)

児童手当の要件児童として登録が
されている為、追加手続きは不要
となります。

はい

いいえ

22歳以下(H14.4.2以降生まれ)の
お子さんが合計3人以上いますか

はい

いいえ

増額(手続き不要)

児童手当の要件児童として登録が
されている為、追加手続きは不要
となります。

高校生年代の増額
(手続き必要)

- 額改定請求書
- 別居監護申立書

はい

いいえ

増額なし

22歳以下(H14.4.2～R6.7.31生まれ)の
お子さんが合計3人以上いますか

はい

いいえ

増額なし

「監護相当・生計費の負担についての確認書」
を提出ください。

18 歳年度末を経過した後22 歳年度末までの子に
ついて、保護者が子の生活費等の負担をしていれ
ば[監護相当]として要件児童の扱いとなります。
※要件児童を含めた第3子以降が増額となります。
(要件児童に対する支給額はありせん)

大学生年代の登録
(手続き必要)

- 監護相当・生計費の
負担についての確認書

高校生年代の増額
(手続き必要)

- 額改定請求書
- 別居監護申立書

「監護相当・生計費の負担についての確認書」
を提出ください。

18 歳年度末を経過した後22 歳年度末までの子に
ついて、保護者が子の生活費等の負担をしていれ
ば[監護相当]として要件児童の扱いとなります。
※要件児童を含めた第3子以降が増額となります。
(要件児童に対する支給額はありせん)

<※ 年齢一覧表>

H14	2002	22歳	大学4(年代)
H15	2003	21歳	大学3(年代)
H16	2004	20歳	大学2(年代)
H17	2005	19歳	大学1(年代)
H18	2006	18歳	高校3(年代)
H19	2007	17歳	高校2(年代)
H20	2008	16歳	高校1(年代)
H21	2009	15歳	中学3年生
H22	2010	14歳	中学2年生
H23	2011	13歳	中学1年生
H24	2012	12歳	小学6年生
H25	2013	11歳	小学5年生
H26	2014	10歳	小学4年生
H27	2015	9歳	小学3年生
H28	2016	8歳	小学2年生
H29	2017	7歳	小学1年生
H30	2018	6歳	未就学児
H31/R1	2019	5歳	
R2	2020	4歳	
R3	2021	3歳	
R4	2022	2歳	
R5	2023	1歳	
R6	2024	0歳	

～児童手当を受けていない方・不明な方はこちらをご確認ください～

①	中学生以下の児童を養育しているが、所得制限により児童手当を受け取れていない
---	---------------------------------------

はい

①	所得要件により児童手当が消滅、又は認定却下となった方へ『認定請求書』を郵送しております。
---	--

中学生以下、高校生年代の児童を養育 ⇒ 児童手当支給対象

大学生年代である、18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子について、保護者が子の生活費等の負担をしていれば[監護相当]として要件児童の扱いとなります。

※要件児童を含めた第3子以降が増額となります。（要件児童に対する支給額はありません）

いいえ

②	中学生以下の児童はおらず、R6.3.31に中学校修了した児童がいる（保護者と子が住民票上、同居している）
③	中学生以下の児童はおらず、高校生年代の児童を養育している（保護者と子が住民票上、同居している）
④	中学生以下の児童はおらず、高校生年代の児童を養育している（保護者と子が住民票上、別居している）
⑤	中学生以下の児童はおらず、高校生年代の児童、大学生年代の子もいる（親と子が住民票上、同居している）
⑥	中学生以下の児童はおらず、高校生年代の児童、大学生年代の子もいる（親と子が住民票上、別居している）
⑦	中学生以下の児童はおらず、高校生年代の児童を養育している（保護者の職業が公務員である）
⑧	中学生以下の児童はおらず、高校生年代の児童がいるが、施設等へ入所している



②	R6.3.31に"中学校修了"した児童（高校1年生年代：H20.4.2～H21.4.1）を養育している方で、児童手当の消滅通知を受け取っている方へ『認定請求書』を郵送しております。
③	上記②の児童も含めた、高校生年代（H18.4.2～H21.4.1）を養育し、保護者と児童が同居所で住民票が下妻市にある方に対し、『認定請求書』を郵送しております。
④	高校生年代の児童のみ養育し、保護者(父母等)と児童が別住所であり、保護者の住民票は市外である場合は、保護者(父母等、養育している方)の住民票を置いている市区町村へお問い合わせください。
⑤	高校生年代(H18.4.2～H21.4.1)を養育し、かつ18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる方へ、『認定請求書』・『監護相当・生計費の負担についての確認書』を郵送しております。
⑥	高校生年代(H18.4.2～H21.4.1)を養育し、かつ18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる方で、子と別住所の場合は、保護者(父母等、養育している方)の住民票を置いている市区町村へお問い合わせください。
⑦	児童を養育している方の職業が公務員の場合、職場へお問い合わせください。保護者2名以上(父母等)で児童を養育しており、所得が高い方が公務員である場合も職場へお問合せください。
⑧	施設等入所をしている児童は、施設等での支給となります。保護者(父母等)からの申請は不要です。



⑨	中学生以下の児童を養育しているが、児童手当を受けている保護者の住所が市外である
⑩	中学生以下の児童を養育しているが、児童手当を受けている保護者が公務員である
⑪	中学生以下の児童を養育しているが、保護者2名以上(父母等)で児童を養育しており、所得が高い方が公務員である
⑫	中学生以下の児童を養育しているが、児童が里親を含む施設等に入所している

⑨	中学生以下の児童の住民票は下妻市にあるが、児童手当の受給者の住民票は市外にある保護者(父母等、養育している方)の住民票を置いている市区町村へお問い合わせください。
⑩⑪	公務員の方は、勤務先へお問い合わせください。
⑫	施設等入所をしている児童は、施設等での支給となります。保護者(父母等)からの申請は不要です。

【お問い合わせ】 下妻市役所 子育て支援課 電話：0296(45)8100